第13回

杉並区空家等対策協議会

会議記録

令和4年6月29日(水)

会 議 記 録

会議名称		第13回杉並区空家等対策協議会
日時		令和4年6月29日(水) 14時57分~16時47分
場	所	中棟4階 第2委員会室
出	委 員	伊藤委員、岡部委員、星委員、渋村委員、蓼沼委員、小野委員、 藤井委員、宮坂委員、今村委員、弘中委員、岡田委員、 牧野様(木下委員代理)
者	区 側	都市整備部長、環境部長、企画課長、政策法務担当課長、 地域安全担当課長、地域活性化推進担当課長、杉並福祉事務所長、 都市整備部管理課長、耐震・不燃化担当課長、住宅課長、建築課長、 環境課長
傍 聴 者 数		1人
配布資料	事	次第 第12回杉並区空家等対策協議会議記録(案) 平成30年度杉並区空き家実態調査における空き家件数・空き家率 平成30年住宅・土地統計調査資料 杉並区空家等対策協議会委員名簿及び同協議会事務局名簿 杉並区空家等対策計画について(諮問)(4諮問第1号) 新旧対照表(空家等対策の推進に係る施策) 不在者財産管理制度を活用した空家等対策について (冊子)杉並区空家等対策計画(素案)(令和4年6月)
料	当日	空家等対策の推進に係る課題と施策一覧 不在者財産管理制度の活用を検討している空家等について 杉並区空家等対策計画(素案)に対する意見・質問等シート

	_	1/24p = 144p
	1	杉並区長挨拶
	2	会議成立の報告
	3	委員紹介
	4	資料確認
会	5	開会宣言
	6	署名委員の指名
議	7	傍聴の確認
	8	前回議事録の確認
次	9	議題の説明
	10	審議事項
第		○杉並区空家等対策計画の改定案の作成について
	1 1	報告事項
		○不在者財産管理制度を活用した空家等対策について
	1 2	事務局からの連絡
	13	閉会

第13回杉並区空家等対策協議会

(午後2時57分)

管理課長

それでは、おそろいになりましたので、定刻前でございますが、会議を開催したいと思います。

会議開催前に、1点だけ事務局からお願いがございます。新型コロナ感染拡大防止の観点から、飛散防止の観点もありますので、説明、意見交換等、座ったままでお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、定刻少し前でございますが、第 13 回杉並区空家等対策協議会を 開催したいと思います。

開会に先立ちまして、区長からご挨拶を申し上げるところでございますが、 本日、田中区長がやむを得ず公務により出席できませんので、代わりに吉田副 区長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

副区長

皆さん、こんにちは。副区長の吉田でございます。座って挨拶をさせていた だきます。申し訳ございません。

日頃より杉並区の空き家対策に関しまして様々なご尽力を頂きまして、あり がとうございます。御礼を申し上げるところでございます。

さて、今日お集まりいただきましたのは、今回、諮問をしました空家等対策 計画の改定案、これらについてこれからご審議をいただくということで、区民 のパブコメを経て、今年度までにまとめるという日程になっているようでござ います。この空き家の問題につきましては様々な問題がございまして、言って みれば都市が抱えている病理現象の縮図といいましょうか、様々なものがござ います。

杉並区には約12万3,000棟ほどの建物があるんですが、そのうち木造の住宅は大体7万棟ぐらいで、その中でもかなり顕著なもの、空き家で出てくるものが幾つかございます。これは様々な経過を経て現在の形になっているところでございますが、一つ一つ様々な課題を解決しながら、より安全・安心なまちを作っていきたいと思っております。そのための様々なご意見を頂ければと思っております。

今日、この対策計画の素案が配布されているようでございます。これに沿って説明を受けて、ご審議、ご論議をいただく段取りになっていくのかと思いますが、大体この20ページから21ページにおおよそ漏れのないように書かれて

いるのではないかなと思っております。20 ページは基本理念、この理念を具体化するために、21 ページから以降、様々なことが書いてあるということでございます。

この中にも書いてありますが、杉並でも管理不全な空き家の除却ということで、2年前に行政代執行をしたところでございます。これは高円寺という住宅密集市街地の中に無接道で建物が建っておりまして、他人の土地を歩いていかないと、その建物にはいけないという、いわゆる囲繞地でございました。また、相続人がかなりの人数、2桁ぐらいに上っていましたので、この空き家の問題を解決するまでには、相当な時間がかかりました。所有者もほとんどなしのつぶてで、やる気もないということで、結果的には、杉並区が行政代執行により800万ぐらいの税金を投入して解体したんです。幸いなことに全額を回収することができたのですが、このような空き家の問題は、各自治体、非常に悩ましい問題を抱えております。

滋賀県の野洲市では、3階建ての共同住宅でアスベストがむき出しの状態になっている空き家があって、解体に1億数千万かかりました。行政代執行のため、町が税金を投入して解体を行ったのですが、回収がうまくいかず、8,000万か9,000万ぐらい未回収と聞いています。議会が同意したのが非常に不思議なぐらいで、よくやったなと思うのですが、費用の回収のことを考えると、なかなか行政代執行をすることはできない状況です。

ただ、結果的に行政代執行をやるということは、空き家を持っている人間たちのモラルハザードを招きやすいと。つまり、ほっかむりして逃げていれば、最後は役所が壊してくれるだろうということになると大変なことになります。それを防ぐためにも、管理不全な空き家の所有者に対しては、根気強く助言・指導をやるしかないなと思っております。

この素案の中には、空き家の利活用についても記載がありますので、この後、 利活用に向けての考えもいろいろと示されると思いますが、様々な問題があり ます。

杉並区で空き家の利活用が進まない理由の1つには、いわゆる無接道の家が 非常に多いということです。いずれまた説明があるかと思いますが、無接道と いうのは、建築基準法上の道路に2メートル以上接していない。つまり、違反 で建てている建物がかなりあります。

私が建築主事の役職を務めていたころ、確認申請は年間4,000件ぐらいあり

ましたが、約2割しか検査済証の交付がなく、残りの8割はほとんど検査を受けないで使っておりました。建築基準法上は使用制限がかかりますので、役所の検査を受けていないものは基本的には使えないのですが、それでもどんどん使っていたような時代がありました。

また、道路に2メートル接していても、その道路自体が違反で造られていたり、水路であったりということがあります。そういう建物は、いわゆる再建築不可という建物になりますので、市場に乗りづらくなり、最後に空き家として残りやすくなります。市場に乗らない無接道の建物については、主要構造部の過半以外を残して模様替えをして住み続けることもありますが、やはり利活用を進めないと、基本的には空き家の問題は解決できないところがあります。

そういう意味では、様々な問題が空き家の中には縮図として残ってきているのですが、今後、この議論を進める中で、どのような方法が一番いいのかをご審議いただければと思います。今後とも安全・安心なまちづくりを進めていきたいと思っていますので、よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

管理課長

ありがとうございました。これより副区長は公務のため退席させていただき ます。よろしくお願いします。

(副区長退席)

事務局より、会議の成立についてご報告させていただきます。

本日は、田中区長は公務により欠席、小國委員からも所用のため欠席との連絡がありました。木下委員は所用のため欠席しますが、代理の牧野様に出席をしていただいております。また、渋村委員につきましては所用のため若干遅れるという連絡がありましたので、後ほど出席されると思っております。

したがいまして、現在、杉並区空家等対策協議会委員 14 名のうち半数以上の 11 名が出席しておりますので、杉並区空家等対策協議会条例第5条第2項に基づき、第13回杉並区空家等対策協議会は有効に成立しております。

前回の協議会から人事異動により、都市整備部長、地域安全担当課長、地域 活性化推進担当課長、都市整備部管理課長、住宅課長が替わりましたので、順 次自己紹介させていただきます。よろしくお願いします。

都市整備部長

皆さん、こんにちは。この4月から都市整備部長になりました井上と申します。私は以前、都市計画課長をやっておりましたので、当初、この発足期に進行役をやっていましたので、久しぶりの会議になります。よろしくお願いいた

します。

地域安全担当課長の佐野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

地域活性化推進担当課長 区民生活部の地域活性化推進担当課長の大澤と申します。よろしくお願いいたします。

住宅課長の神村と申します。よろしくお願いいたします。

管理課長 最後になります。都市整備部管理課長の花岡でございます。よろしくお願い いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきたいと存じます。

事前に前回の議事録(案)と参考資料1と2、資料1から資料4までと「杉並区空家等対策計画(素案)」の冊子を送付させていただいております。参考資料1につきましては、数値に一部誤りがありましたので、席上に配布させていただきました資料に差替えをお願い申し上げます。申し訳ございませんでした。また、A3判の資料を追加で配布させていただいております。

以上、資料の不足がございましたら、挙手にてお知らせいただけますでしょうか。会議の中で、該当の資料がないということに気づきましたら、手を挙げていただければ事務局の職員がお持ちしますので、よろしくお願いします。

また、後ほど当日配布資料として委員の皆様にお配りいたします資料には、 個人情報を含んだものがございます。そのため「取扱注意・会議後回収」と記載しておりますものは、会議終了後、回収させていただきたいと存じますので、 ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、伊藤会長から開会宣言をお願いいたします。よろしくお願いします。

会長 それでは、今から第13回杉並区空家等対策協議会を開会いたします。

本日の会議記録の署名委員については、小野委員にお願いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

本日、傍聴の方はおいでになりますか。

管理課長おりませんので、進行をよろしくお願いいたします。

会長 分かりました。

では、議事に入る前に、まずは前回議事録の確認をいたします。令和3年 12月14日に開催されました第12回協議会の議事録の確認をお願いいたしま す。既に送付されているかと思います。事務局から補足はありますでしょうか。 管理課長

第 12 回協議会終了後、出席された委員の皆様に議事録の案を送付させていただきました。修正を若干させていただきまして、現在、委員の皆様のお手元にある議事録をお配りしているところでございます。

また、第 12 回協議会で星委員から質問が 2 点ほどございました。数値をお示しできていない点につきまして、住宅課長から説明させていただきたいと思いますので、委員の皆様、参考資料 1 と参考資料 2 を御覧いただけますでしょうか。

住宅課長

それでは、第 12 回協議会で星委員からご質問を頂きました件につきまして、 私から説明をさせていただきたいと思います。

1点目の質問につきましては、杉並区空き家実態調査の空き家率は 0.69% でありましたけれども、戸建てだけの空き家率はどのくらいかとのご質問でした。これにつきましては、参考資料1を御覧ください。

こちらは「平成 30 年度杉並区空き家実態調査における空き家件数・空き家率」となっております。なお、この参考資料1の空き家数につきましては、空き室は含まない住宅の棟数となっております。

こちらに、独立住宅・集合住宅別の空き家件数・空き家率を表にまとめさせていただきました。こちらに独立住宅と記載をしておりますものが戸建て住宅になりますけれども、独立住宅の空き家率は 0.81%となっております。杉並区内の全体の空き家率と比較をすると、若干ではございますけれども、空き家率が高くなっております。

2点目の質問につきましては、杉並区の空き家の状況はいろいろな市区町村 の中でどのぐらいのランクにあるのかとのご質問でございました。

まず、参考資料1の「2. 空き家実態調査における空き家率一覧」を御覧いただきたいと思います。こちらは、特別区の中で杉並区と同じように空き家実態調査を行った区への調査をもとにまとめた資料となっております。調査の結果、空き家実態調査を実施している区は12区ございまして、その中で空き家率は2番目に低い状況でございました。

次に、参考資料2を御覧いただきたいと思います。「平成30年度住宅・土地 統計調査資料」となっております。この参考資料2の空き家数につきましては、 空き室を含む戸数となっております。

参考資料2の「1. 東京都・特別区の空き家率」を御覧ください。特別区の中で杉並区の空家率は3番目に低い状況でした。

次に、参考資料2の右側、「2. 政令指定都市の空き家率」を御覧ください。 現在、政令指定都市は20市となっておりますけれども、そちらと比較をしま しても、杉並区の空き家率は低い状況であることが分かります。

以上が前回の協議会でお示しできなかった空き家率に関するご回答となります。

私からの説明は以上となります。

管理課長

丁寧なご説明をありがとうございます。

委員の皆様、議事録(案)と只今、説明のありました参考資料1、2について何かお気づきの点などございますか。

よろしいですか。

それでは、第 12 回の議事録の内容をこれで確定といたします。事務局は議事録公開の手続を進めていただければと思います。

会長

では、議題に入りたいと思います。

まず、事務局から本日の議題の説明をお願いいたします。

管理課長

本日の審議事項は、「杉並区空家等対策計画の改定案の作成について」の 1件でございます。審議後、「不在者財産管理人制度を活用した空家対策について」を報告させていただきたいと存じます。

会長

ありがとうございます。それでは、ここで審議の方法についてまず確認をしたいと思います。

事務局から資料2-4、諮問第1号の「杉並区空家等対策計画について」のご説明と「杉並区空家等対策計画(素案)」の説明をお願いいたします。

住宅課長

それでは、私、住宅課長から説明をさせていただきます。

資料2、「杉並区空家等対策計画について(諮問)」を御覧いただきたいと思います。

こちらは、令和4年6月1日付をもちまして、杉並区長から伊藤会長への諮問ということになります。

内容としましては、杉並区空家等対策協議会条例第2条の規定によりまして、 下記のとおり諮問をしますという内容になっております。

1番目が諮問事項、「杉並区空家等対策計画の改定案を作成することについて」、2番目の諮問理由としましては御覧のとおりとなっております。

次に、めくっていただいて、別紙のほうを御覧いただきたいと思います。こちらが「杉並区空家等対策計画の改定スケジュール(予定)」となっておりま

す。

本日、令和4年6月29日に、第13回杉並区空家等対策協議会を開催し、諮問事項について協議をしていただき、7月末までに委員の皆様から素案に対する意見等をご提出いただくことになります。10月上旬に委員へ資料送付、10月下旬に第14回杉並区空家等対策協議会を開催し、改定計画の案について答申、令和5年1月に区民等の意見提出手続、2月に杉並区空家等対策計画(改定版)の策定となっております。

会長ありがとうございました。

今、事務局から杉並区空家等対策計画の改定案の作成に関する諮問について ご説明をいただきました。

何かご意見、ご質問などございますでしょうか。

委員 今の2枚目のスケジュールのところで意見があります。

この協議会は条例にもありますし、前回の会議でもあったように、新しい改定案を作って区に答申するという立場だと思うんですね。区が作ったものをいい、悪いということではなくて、協議して1つの結論を得ることが重要だと思っています。それは私の認識です。

そうであるならば、今回示されたスケジュールで、今日諮問、素案というのが出ているんですけれども、それに対して個々の委員から意見をもらって、それに対して区のほうで個別的な対応をする、それで、10 月下旬に答申。ここはもう議論をする場ではなくて、結論を確認する場だと思います。そうすると、この間に協議する場がないんです。協議会として協議して、議論して結論を得るというプロセスがないので、それを入れる必要があると思います。

会長

貴重なご意見をありがとうございます。諮問から答申までの間に、協議会で協議をする回が必要なのではないかというご質問だと思いますが、今回、頂いているスケジュールでは、協議を行うための日程が設定されていないということについて、理由がもしあるようでしたら説明をお願いいたします。

住宅課長

本日、改定計画の案の作成について諮問させていただきましたけれども、素 案についての説明や改定案に向けての協議が一定程度行われて、本日協議でき なかった意見等を7月末までに提出していただき、次回、10月下旬の協議会 で最終の協議を行って、改定案についてまとめていただければと思い、スケ ジュールを組ませていただいた次第でございます。

そのため、この答申をまとめるに当たりまして、協議する場が、先ほども先

生からご意見を縷々頂きましたけれども、不十分との判断、ご意向ということ であれば、答申までの間に協議会は開催したいと考えております。

会長 ありがとうございます。今の事務局からの回答、ご説明も踏まえて、委員の 皆様からご意見はいかがでしょうか。

> 星委員からのご意見に対して事務局からも、もし不十分であるならば答申ま での間に協議会の開催をという積極的なご意向があると受け取りましたけれど も、開かないでいいという格段のご意見がないようであれば、10月下旬の協 議会の前に、一度協議会を追加で開催する方向でスケジュールを調整するとい うことでよろしいでしょうか。

> 分かりました。それでは、もう一回追加ということで日程調整をお願いいた します。

> では、スケジュールについては追って調整があるということで、次に事務局 で作成していただいた「杉並区空家等対策計画(素案)」の説明をお願いいた します。

住宅課長 それでは、私、住宅課長から説明をさせていただきたいと思います。

> お手元の「杉並区空家等対策計画(素案)」と資料3の「新旧対照表(空家 等対策の推進に係る施策)」と、本日、席上配布をさせていただきましたA3 判の資料を御覧いただきたいと思います。

> では、計画の素案から、かいつまんでご説明をさせていただきたいと思いま す。まず、ページを開いていただいて、目次を御覧いただきたいと思います。

> まず、1番、「計画の目的と位置づけ」、2番、「杉並区の空家等の現状」、3 番、「空家等対策に係るこれまでの取組状況」、4番、「空家等対策を進めてい く上での主な課題」、5番、「空家等対策の基本的な方針」、6番、「空家等対策 の推進」、7番、「空家等対策の実施体制について」という段組みにしておりま す。

> まず、1ページ目ですけれども、「1. 計画の目的と位置づけ」を御覧いた だきたいと思います。

> こちらの段落の大体真ん中ぐらいですけれども、「しかし」というところを 御覧いただきたいと思います。「しかし、平成 30 年度(2018 年度)杉並区空 き家実熊調査では、空き家件数が 748 件と平成 25 年度(2013 年度)杉並区空 き家実熊調査の408件から約1.8倍に増加しております。近隣の空家等に対す る相談件数も年200件程度寄せられるなど、管理不全な空家等が及ぼす生活環

境への悪影響を改善してもらいたいという、区民の意識は更に高まっています」 という問題意識になっております。

先ほども資料の説明の中で、杉並区は周辺の区、また政令指定都市等々から 見ても、どちらかというと空き家率は低い状況だと説明させていただきました。 とはいってもこういった課題はございますので、そういった意味ではこちらの 空家等対策をしっかりと進めていくことが大事だという問題意識に立っており ます。

ページをおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。用語についてですけれども、こちらは現在の空家等対策計画よりも説明をしている状況になっております。

4ページ目を開いていただきたいと思います。こちらは、「2. 杉並区の空家等の現状」ということで、先ほどご説明した内容を縷々述べている部分でございます。

これ以降につきましては、現状と課題につきまして、前回の協議会でもご説明させていただいた内容と重複する部分もございますので、限られた時間ということもございまして、どのように進めさせていただいたらより効率的にご説明、また、ご意見を頂戴する時間ができるかなと悩んだのですけれども、その結果、本日、席上配布をさせていただきましたA3判の「空家等の発生抑制と適正な管理に関する取組」、こちらが先ほど目次でも触れました4番目、「空家等対策を進めていく上での主な課題」から、5番、「空家等対策の基本的な方針」、6番、「空家等対策の推進」を、ある意味、それぞれ場所によっては対立をさせて、まとめさせていただいた内容となっております。

細かい文言の表現の仕方等につきましても、もちろんご意見は頂きたいと 思っておりますけれども、概略の部分でこのようなことを表現したいというこ とを中心にご説明をさせていただければと思っております。

まず、A3判の「空家等の発生抑制と適正な管理に関する取組」、1ページ目を御覧いただきたいと思います。

課題につきましては素案の 16 ページの内容になっておりますけれども、空き家数が5年間で408件から748件に増加したこと、また、空き家所有者の実情やニーズに対応した多様な対策、また、空き家所有者となる可能性がある方への意識の啓発の必要性について記載しております。

また、管理せずに放置された空き家については、相続関係が整理さていない

事例が多数発生していること、また、空き家の所有者の死後、相続登記がされずに所有者が不明になる。また、それとつながりますけれども、不動産登記法の改正がございまして、申請が義務化になること、また、相談窓口の一元化、専門家による空家等相談窓口の取組の継続が大事だということ、また、防災まちづくりの施策と連携した取組の推進が課題というように記載をさせていただいております。

これに対して、先ほども副区長から話がございましたけれども、それに対する施策をその下にまとめております。

施策の①「空家等になる前からの空家等対策についての周知・啓発活動」に つきまして、(ア) につきましては従前どおりの表記となっておりますけれど も、(イ) の「セミナー、相談会及び講習会等による意識啓発」につきまして は、民間事業者と連携したセミナー、相談会をもう実際開催しておりますので、 そういった表記をこちらのほうにさせていただいております。

もう1つが(ウ)の「相続の生前対策及び相続登記の促進」についてですけれども、こちらは令和6年4月から相続登記の申請が義務化されるということもありまして、罰則つきだったりするんですね。そういった意味では、ある意味、課題の解決をしやすくなる反面、当事者としては不利益を被る部分もございますので、そういった両面から、申請を義務化することについての周知の徹底をきちっとしていきたいということを記載しております。

次に、②ですけれども、「区の空家等に関する相談窓口の一元化」、こちらは 23 ページの内容になっております。現在、民間事業者との協働によって、空 家等利活用相談窓口の開設に向けて準備を進めている段階でございます。

そこから下の③から⑥番につきましては従前から取り組んでおりまして、今後も取り組まなくてはいけない内容ですので、記載はしっかりそのまま残すという方針で進めたいと思っております。

では、その横の2ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらは素案の 16ページ、17ページの内容となっております。

課題につきましては、先ほどの発生抑制と適正な管理に関する取組とどうしても重なり合う部分は出てまいります。そうした際には「再掲」という表記を用いました。

利活用の意向がある空家等所有者が考えている利活用の条件「利益の確保」、「修繕費用の確保」また、利活用の意向がない空家等所有者の利活用しない理

由「修繕費用の確保ができない」、「具体的な方法が分からない」への対応として具体的なシミュレーションを通じた利活用の方法についての提案ができる相談窓口が必要との記載をいたしました。

また、空家等利活用モデル事業につきましては、提案の空き家、提案の空き家というのは、実際にお申出をいただく方も結構いらっしゃったんですけれども、新しい耐震基準を満たしていないことなどから、耐震改修も含めた改修工事をすると結構大きなお金がかかってしまうということもあり、断念をされたケースもございました。

ただ、一方で、所有する空き家を地域のために使ってほしいといった意思を持っていただいている方もいらっしゃいます。これは空き家に関するアンケート調査でも明確になっているところであります。そうした意味では、モデル事業の効果的な活用に向けた相談体制の充実や要件の検討が必要とするのではと、課題の1つとして挙げております。

もう1つは、まちづくりの取組とも連携した空家等の利活用について検討すべきとしております。こちらは、空家等のリノベーションを通じたまちの魅力向上を図るまちづくり活動支援からの視点についても入れさせていただいております。

施策につきましては、素案の25ページになっております。

まず1つ目が空家等利活用相談窓口の開設で、民間事業者との協働による (仮称) 空家等利活用相談窓口を開設、こちらも 25 ページに記載しておりま すけれども、空家等利活用の方法について、具体的な提案ができる相談窓口の 充実が必要としています。つまり、専門家による空家等総合相談窓口では、利 活用の入り口の段階で相談時間が終了してしまうという課題があるからです。

- 次に、(イ) につきましては従前から行っているところであります、専門家 団体と連携した総合的な相談体制の整備、再掲となっております。
- (ウ)ですけれども、情報提供の充実ということで、東京都及び他自治体の空家等利活用の取組や民間事業者による利活用の事例等を提供していきたいと思っております。特に区外に空家等を所有する区民の方が多いこともございますので、こういったことについてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。
 - ②番、③番につきましては従前の取組になっております。
 - ④番につきましては、まちづくり活動との連携による空家等利活用について

でございます。こちらは新設ですけれども、地域主体のまちづくり活動と連携 した空家等の利活用に対する支援を検討してまいりたいと記載をいたしました。 ここまでよろしいでしょうか。

会長

一旦切りますか。それとも説明を一通りされますか。

住宅課長

では、説明を続けていきます。

裏面の3ページ目を御覧いただきたいと思います。

「管理不全な空家等への対応に関する取組」でございます。17 ページのご 説明になりますけれども、課題としましては、長期間放置された空家等です。 周辺の生活環境に悪影響を及ぼして、管理不全な空家等への対策が必要という 課題です。

下の特定空家等につきましては、速やかな問題解決に向けた対応を行う必要 があるということと、また、所有者による自発的な除去を促進するための支援 が必要ということです。

また、所有者不明の空家等への問題解決に向けた対応が必要ということですけれども、こちらに対応した施策としましては 27 ページの説明になります。 実はもう従前から行ってきたところではありましたけれども、記載がありませんでしたので、記載をさせていただいたという項目になります。

①の空家等の所有者に対する改善に向けた助言・指導等の実施、また、②については所有者不明の管理不全な空家等への対応、こちらは新設でございます。 所有者不明の空家等に対して、財産管理制度及び令和5年4月から施行される 「所有者不明土地・建物管理制度」等を活用した対応となっております。

- ③番から⑤番につきましては、主に今までの取組の文言整理とさせていただきましたけれども、ほぼそのままの記載となっております。
- ⑥番の跡地の活用についてですけれども、1つが従前どおりの記載の防災まちづくりとの連携となっております。もう1つがまちづくり活動との連携、こちらは新設となっております。地域主体のまちづくり活動と連携した、管理不全な状態の空き家除去後の跡地利用について検討させていただくという内容になっております。

最後までご説明させていただきますけれども、4ページ目「多様な主体との連携に関する取組」を御覧いただきたいと思います。こちらは素案の 17 ページの内容になっております。

空き家問題は多岐にわたりますけれども、杉並区の取組だけでは解決するこ

とはできないということで、区民、専門家団体や関係機関と杉並区が互いに協力して取組を推進する必要があるという、ある意味、課題として提示をさせていただいております。

これに対する施策につきましては、30 ページを御覧いただきますと、専門家団体及び関係機関等との連携、(ア) 杉並区空家等対策協議会との連携、(イ) が専門家団体、民間事業者等との連携ということで、追加の部分が、空家等の利活用について、民間事業者との連携を明記させていただいております。こちらの内容が、杉並区内の空家等の利活用を促進するためには、空家等の利活用のノウハウを持っている事業者との連携が必要ということで、こういった記載をしております。

②の杉並区居住支援協議会との連携ということで、素案の30ページ、杉並区居住支援協議会との連携内容を具体的に明記させていただきました。現行計画策定後に杉並区居住支援協議会が設定されたため、連携事項が明確でなかったので具体的な記載にしたということになります。

素案の説明は以上になります。

会長 ありがとうございました。分かりやりすい課題と施策の対応の表があったので、非常によかったかと思います。

それでは、今ご説明いただいた改定計画の素案について、委員の皆様からの ご意見やご質問をお受けしたいと思います。どの点からでも結構ですので、よ ろしくお願いします。

今のご説明を聞いていて、ちょっとお聞きしたいのが、今回のこの改定の素 案なんですけれども、作成の立ち位置がちょっとよく分からないなと。恐らく 空き家が発生する前に、発生を抑制しましょうということに非常に寄っている ような気がするんですけれども、もう既に空き家が発生しちゃっていると。そ れによって、多少安全だとか、安心に対する不安があると。要は迷惑を被って いる方々、発生してしまったものに対しての受け皿が若干ないような気がして いるんですけれども、そこに対するアイデアというか、盛り込むようなことは 考えられていないんでしょうか。

お答えさせていただきます。空き家と思われるところに木がたくさん生い 茂っているとか、屋根がはがれて危険だといった相談につきましては、住宅課 で一元的に受け付けしております。また、空き家の問題は、住宅課だけで解決 できる課題ではございませんので、各部門と協力をしまして、課題解決に向け

住宅課長

委員

た取組をしております。

また一方で、実際に崩れそうな家についてはどうするんだということにつきましても、国の財政上の助成措置などもございますので、そういったことも組み合わせながら対処する体制はできております。ただ、記載の部分で、もしかしたらそこら辺が分かりにくい部分もあったかもしれないので、少し工夫をしてまいりたいと思います。

また、実際、そうした助成の部分につきまして、去年が1件でしたが、今年度は現段階で3~4件の相談がある次第であります。空き家発生に起因する不安要素に対応する制度・取組や実際の活用状況等について、より分かりやすい表記を工夫します。

都市整備部長

補足をさせていただきたいんですけれども、今日お配りした資料でいくと、A3の部分の3ページ目ですね。こちらが管理不全な空家等への対応、出てしまったものへの対応といったことで記載しておりまして、引き続きですけれども、除却助成ですとか、利活用とか、そういったところは進めているという状況はございます。

会長

資料の3ページ目というのは、このA3の資料のということですよね。ありがとうございました。よろしいでしょうか。

では、ほかに何かございませんでしょうか。

委員

今回、多分初めて民間事業者との連携みたいな話が出てきたかと思うんですけれども、私も前回から初めて参加させていただいて、いろいろ空き家について調べているうちに、やっぱり民間事業者との連携とか、NPO法人との連携は必須じゃないかなと考えていたところ、今回記載いただいていたので、いいと思ったんですけれども、具体的にどういうふうに進めていかれるとか、この素案にはちょっと関係ないかもしれないんですけれども、ご教示ください。

住宅課長

令和4年3月に策定した杉並区協働推進計画において、令和6年4月に、民間事業者との協働による空家等利活用相談窓口を開設しますということを明記しております。

こちらにつきましては、公平性にも留意し、令和5年度にプロポーザルにより事業者選定を行い、令和6年度からは開始をしてまいりたいと考えております。

事業内容としましては、空家等利活用に関することで、例えば相続であるとか、修繕であるとか、そうした多種多様な相談への内容になると考えられます。

このようなことについては、やはり専門の不動産業者などの民間事業者のほうが知識も経験も非常に豊富ですので、事業者の選定は1社だけではなくて、数 社選定できればと考えております。

なお、東京都ではこのような取組を既に始めておりますし、ほかの自治体でも始めているところもございますので、先行自治体での事業も十分に参考にしながら、より良いものにしていきたいと考えております。

都市整備部長

少々、補足させていただきます。利活用の民間活力に関しましては以前から 取り組んでいました。前回、計画策定が初めてだったので、そこについて余り 細かいことは書いておりませんでしたが、利活用という点では、NPOが仲介 に入り、ひとり親世帯へ住居の提供を行ったという事例はありました。そうし たことについては、今回、追記させていただいております。相談窓口につきま しては、先ほどの東京都の制度がございますので、それを杉並区でもやってい こうということで、今、民間の事業者と協働しての窓口の立ち上げに向けて進 めているところで、まず1社でやってみて、その後、数社に広げていきたいと いう考えで進めているものでございます。

会長ありがとうございます。よろしいでしょうか。

では、ほかにいかがでしょうか。

委員 2点お伺いします。1点は全体の構成についてで、もう1つは今話題になっています利活用についてです。

まず1点目の全体の構成は、最初にご質問された方のと多少つながるところだと思います。といいますのは、この目次のページを見ますと、最初に2章で「空家等の現状」があって、空き家対策をすることが前提で現状把握をしているので当たり前なんですけれども、流れとしては、現状をどう評価して、どういう対策が必要なのかというところまでが本来ならばその現状のところにあって、実際にそれに対して3章でどういう取組がなされているのか。それで、必要な取組と実際になされている取組とのギャップが、4章として「空家等対策を進めていく上での主な課題」というところに出てくるのではないかと思うんですね。

ですから、2章と3章の間のギャップがあるんだと思うんです。空き家対策 ありきで書かれているわけです。そうしますと、本当は2章でしっかり現状を 分析したときに、既に発生している空き家が問題なのか、それともこれからの 発生抑制のほうが大きな課題なのかというのが、そこで現状分析から見えてき ているはずなんです。そこがないので、分かりにくい構成になっているのではないかと思います。

利活用のことなんですけれども、今回は利活用に関しては、1つはそうした 民間事業者との協働によって情報提供を充実させて、今、具体的なプロセスの 説明もありました、施策の①の(ア)のところと、もう1つ加えられたのが④ のところの「まちづくり活動との連携による空家等利活用」、この2つがある と思うんですけれども、具体的に今回取り組もうとしているのはどちらかとい うと(ア)で、④の「まちづくり活動との連携による空家等利活用」というと ころは、支援の必要性は認識しているけれども、どう支援するか検討するとい う段階でとまっているということだと思います。

空き家率全般に見ていきますと、区で平準化してみるとそれほど深刻な問題ではないかもしれないし、他の区と比較して、そのわずかな差がどういう意味を持っているのかは余り重要性がないのではないかと思うんですね。それよりも重要なのが、冒頭で副区長がおっしゃったような、局所的に発生していて、市場価値を持たない空き家の問題だと思います。

これに関しては、この利活用の中で言いますと、①の(ア)の個別の相談では対応できない、答えが出ない問題で、どちらかというと、接道がなかったりとか、そうしたものに関しては、エリアマネジメント的に④のまちづくり活動との連携が不可欠になってくると思うんです。これがもし副区長が冒頭で強調されたように喫緊の課題だということが見えてくるのであれば、それが2の現状からそういう分析が出てくるのであれば、もっとこの④について踏み込んだ施策を盛り込む必要があるのではないかと思います。そこら辺は現状分析をどう御覧になっているかということによろうかと思います。

具体的には、空き家の発生が急激に増えているのが、例えば高円寺北であるとか、幾つか場所がありますよね。それは恐らくそうした複合的な問題を抱えていて、恐らく(ア)の民間事業者との連携では解決できなくて、④のまちづくり活動との連携が不可欠になってきて、これの緊急性をどのように把握されているかということにかかっているのではないかと思います。そこら辺、もしお考えがありましたらお教えください。

会長 都市整備部長 2点、ご質問というか、ご意見がございましたけれども、いかがでしょうか。 それでは、都市整備部長からお答えさせていただきます。

ただいまのご指摘につきましては、一部そのとおりのところがございますの

で、もう少し現状分析については細かく出せるように、もう一度実態のほうを 把握していきたいと思っております。

冒頭、副区長から話もありました接道関係のことについても、ここには特段 記載はございませんので、その辺の実態も含めて、本当に区としての喫緊の課 題ということになるのであれば、4番のまちづくりのほうについてもう少し具 体的な言及がございましたので、そこは今後中身を確認した上で、必要であれ ば盛り込んでまいりたいと思います。

委員 2章の現状のところで、それをどう評価されているかということを書いた上 で、施策につながったほうがよいかと思います。

参考までにですけれども、前回も少し申し上げましたけれども、まちづくり活動との連携では既に他の区で、具体的には足立区とか、豊島区、大田区、そこら辺で有名になっている例などもありますので、そういったものも含めて、それを取り入れるとか、あるいは勉強会を開くというようなことぐらいまでは踏み込んでいただけるのではないかと思います。

会長 貴重なアドバイスをありがとうございます。

追加で、もし区のほうからご説明があるようでしたらお願いします。よろしいですか。

区全体としてほかとの関係でというよりは、区の中をもう少し空間的に細か く見ると、課題が結構見えてくるところだと思います。 ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。

委員 何点かあります。今の岡部委員のご意見に基本的に共感しますと申し上げた 上で、若干重複するなり、つけ加えることがあるかと思います。

まず、その構成としてという点ですが、3章の「これまでの取組状況」、ここは数値的なことはいろいろ押さえてあるんですが、もう少し踏み込んだほうがいいと思うのは、現行計画で取組スケジュールが24、25ページにありますよね。ここで、現行計画を作ったときに、こういう状況だからこういうことが必要で、こういうスケジュールでやりますということを区民に対して提示したわけです。

ところが、例えば今回の素案の 13 ページのところで、流動性の話ですね。 これも重点的な取組と現行計画も新しい素案もなっていますが、マッチングシ ステムの構築というところで、13 ページでは「仕組みについて検討しました」 となっているんですが、現行計画の 24 ページの下のほうは、検討は1年して、 あとは実行するんだとなっていたわけです。これがどういうことでできなかったのか、あるいは必要がなかったのか、そういうことをやはり踏み込んで、この取組状況というところに少々自己反省的な面も含めて書くべきだと思います。そうじゃないと、次どうしましょうという話に展開できないわけです。

それはこの13ページに如実にあらわれていて、「空家等利活用モデル事業の 実施」、(イ)の②ですね。これも29年度に1回やっただけで、「実施しました」 とさらっと書いてありますが、これも動いていないわけです。という見方が、 当然この表を見るとできるわけですね。

あるいは③の「空家等利活用費用の助成」で「制度を創設しました」、これはどう利用されたのかということが書いていない。こういうことを、少々耳の痛いという言い方は変ですけれども、きちんと書いて、その上で、次の4章の課題のところに受け継いでいくという流れが必要だと思います。それが1つ目です。

それから、構成の点でもう1点ですが、現行計画では空家等対策の推進のところに、それぞれの項目のところに認識が書いてあるんですよね。認識が書いてあって、じゃ、どうしますという書きっぷりになっています。

例えば具体例を申し上げれば、このA4横の新旧対象表が分かりやすいと思いますけれども、3ページの右下の(ウ)ところですね。これの上から6行は認識です。これが左の新のほうでは書かれていない。よく探してみると、この素案のほうの16ページに書いてありました。だから、この作業において、認識は全部—全部かどうか分からないですけれども、課題のところに羅列しているような編集の仕方をしているのではないかと思ったんですが、やはり現状の課題認識と施策の関連づけというのは非常に重要で、それが今回の素案だと、飛んでいるという印象を受けます。

16、17 ページで課題とか認識を全部羅列しておいて、後は何をしますということを書く。やっぱりこれは関連づけが必要で、しかもこの 16、17 も羅列なので、その課題なり認識がどこに結びついているか全然分からないんです。よっぱど一生懸命読まないと。だから、この関係性をきちんと編集することが必要だと思います。それが全体の構成の2点目です。

あと、ちょっと細かい話が何点かなんですが、いいですか。

一旦とりあえず構成について、区のほうからのお返事をお願いします。

備部長 1点目につきましては、私どものほうもなかなか実績が上がらなかったこと

会長 都市整備部長 もあり、少々書きづらかったというのが正直なところです。ただし、ご指摘がありましたので、そうした背景も含めて、もう少し記述はしてまいりたいと思っております。

また、認識のほうにつきましては、ただいま伺った意見で関連性が分かりづらいということでありましたので、再度、私どものほうでも検討していきたいと思っております。以上です。

会長
そこまでよろしいでしょうか。

委員 はい。それはぜひ丁寧にお願いしたいと思います。

じゃ、引き続き各論として、この新旧対照表のほうで幾つか質問なりご意見を申し上げたいんです。まず、私が理解していないからだと思うんですが、4ページの、今回、新しく空家等利活用相談窓口を新設するんだというお話ですが、杉並区居住支援協議会も利活用の推進という業務がありますよね。これとの関係が分からないので、もちろん何らかの相違点、役割の違いがあるんでしょうから、そこはきちんと書いたほうがいいと思います。

それから、流動性のところ、先ほど申し上げたように、仕組みを作ることがなかなかできなかったということが現実としてあると思うんですよね。それで、相談窓口という話になっていると思うんですけれども、やはり先ほどの副区長のお話で、裏宅地というか、接道していないものに市場性がない、それは当然のことかもしれませんけれども、そうでもなく、別の見方をすると地価がすごく高くて、市場に出れば売れるだろうと。だから、こんなに空き家率が低いんじゃないかという見方もあるんじゃないかと思うんですよね。つまり、流通させれば空き家は結構健全なのか、あるいは解体して土地が売れるのか分かりませんけれども、流通していくんだろうと。そうであるならば、マッチングというのは相当重要だろうと思うんです。それは前回計画でも重点的にと書いてあるわけで。

じゃ、今回、マッチングということに、相談窓口もあるんでしょうけれども、例えば空き家バンクというのは全国的にかなりやられていますよね。相当なところで空き家バンクをやっています。例えばそういうことも踏み込んで具体的に、これまでなかなかうまくいかなかったマッチングを強力に推進するということを打ち出すべきだと思います。それは意見です。

まちづくりのお話は、先ほどの岡部先生の話と全く同意見です。

会長 今、2点、各論のところでお話がありまして、この対照表の4ページのとこ

ろに居住支援協議会についての言及をしたらどうかということと、7ページの ところのマッチングに関するところで空き家バンクなど具体的な方策を書かれ たらどうかということだったかと思いますが、いかがでしょうか。

住宅課長

まず、居住支援協議会と民間との協働による窓口との違いということでよろ しかったでしょうか。これにつきましては、更に、分かりやすいように書いて まいりたいと思います。

次に、マッチングについてですけれども、確かに日本全国で、東京以外の地方も含めてマッチングがうまくいっている事例もありますが、都心部においてはなかなかうまくいかないのが、現状です。そのような意味では、民間とも協力をしながら、よりベターな方策を見出し、記載ができたらなとは思っております。

会長

よろしいでしょうか。

委員

冒頭申し上げたことと通じる話なんですが、例えば空き家バンクということを書いたほうがいいんじゃないかと私が申し上げたのは、この協議会としてどういう結論にするか。別に私は無理やりという話ではなくて、皆さんが賛同していただけるなら書き込めばいいと思うんですね。区ができる、できないという話で、今そんなに強く影響される必要はないと思うんです。

会長

分かりました。とすると、ほかの委員の皆様のご意見も聞きながらということになるかと思いますけれども、いかがでしょうか。書く、書かないということもあると思うんですが、まずはそれを書くかどうかということのためには、どういうものがあるかという、先ほど岡部委員がおっしゃったような勉強会をするなり、見学をするなり、何かそういったようなことも必要なのではないかということになってくるかと思うんですが、委員の皆様からはいかがでしょうか。

委員

星先生から空き家バンクとか、具体的な話が出たんですけれども、杉並区として、例えば条例とかで具体的な支援みたいなものを行うぞというところまで持っていくつもりがあるのかどうかをまずお聞きしたいです。

その上で、例えば先ほど来話の出ている、接道されていない土地・建物で空き家になっていることが結構問題になっていると思うんですけれども、私はどちらかというと悲観的な立場で、空き家でぼろ家になっていても、建てておけば土地の固定資産税が6分の1ですので、残しておこうというのが一般的だと思うんですよね。それで、どうにもならなくなって、「あと私は死ぬだけだか

らいいや」みたいな感じの方が多いと思うんですね。

それを、例えば解体費だけではなくて、一時的に土地の固定資産税を何らか 留保というか、いただかないとか、それは当然杉並区の問題ではなくて都の問題でもあろうことですし、なかなかハードルは高いと思うんですけれども、何かそういう具体的に何かサポートしてあげるような取組を目指せればというか、結果として出せればいいんじゃないかなと、委員の先生方のお話を聞いて私は思いました。以上です。

会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

都市整備部長

杉並区につきましては、これまで特定空家等が6件あったんですけれども、 結論からいくと全部解消されたということがありまして、今はそこまで危険な 建物はないのが現状です。したがいまして、今すぐ新たに条例で何か縛りをか けるということについてはまだそこまで考えてはおりません。しかし、そうは いっても空き家は一定数ありますから、本日、空き家バンクですとか、多様な ご意見を頂きましたので、それらの手法については改めて研究、検討させてい ただければと思っております。

会長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

委員

お詳しい不動産関係の先生方にぜひ教えていただきたいんですけれども、私の認識として、地価が高くて、更地になれば利用価値が非常に高いんじゃないか、だから、流通されて市場に出れば空き家が解消されていくんじゃないか。 仮にすごく古い家が老朽して、価値がゼロの家が建っていたとしたら、むしろ解体費をマイナス計上で売れるんじゃないかというぐらい思うんですけれども、そういう市場性はどんな状況なのかということを教えていただければありがたいなと思うんですけれども。

委員

実際に市場に出るか出ないかという前に、手続の問題が出てくることが多いと思うんですね。私は司法書士なので、相談を受ける際に、相続でというような相談を受けたりすることはあります。実際に手続をするに当たって、誰かが相続しないと売却するにも進んでいかない。売ってどうなるという前のところでとまってしまって、放置されるという状況が結構あります。なので、売れるところまでいったら、ほぼ解決というふうに私のほうでは認識している感じです。

会長

ありがとうございます。よろしいですか。

委員

ということは、売れるということですよね。その問題が解消すれば、

委員

そうです。そういうケースが私としては多いです。ただ、空き家全体の問題 としてはそれだけではないので、もっといろんな問題があると思うんですね。 実際に所有者が分からなくて放置されているものとか。ただ、職業上、私とし てはそういう問題が多いということです。

管理課長

空き家の利活用について、確かに接道されていて、更地になれば建物が建つ。 そういう物件については、市場に戻れば、杉並区内であれば利用されていくか なと思っています。

先ほど副区長が言っていた無接道の宅地の場合は、更地にしても建物が建ちませんので、先ほど岡部先生が言われているように、例えばまちづくりという 共同建替えみたいな、接道している土地まで含めて利活用を考えていく必要が 出てくるかなと思います。

そういうことから、先ほどから何回も星先生も言われているように、空き家になっている状況が、どういう状況において一番課題なのかというのがやはり一番大事なのかなと思っております。無接道の部分もありますし、相続の問題でなかなかできない。相続する人もいなくなってしまって、所有者不在の空き家みたいな問題もあるかもしれませんし、いろんな状況の中で空き家になっているという、そこをしっかりしないと、多分次の取組が見えてこないんじゃないかというご指摘が再三あったかなと承知しております。

やはり市場に出すことは非常に有効活用、利活用に直結していくというふうには認識しております。そのために、どうすれば市場に出ていくか、利活用できるのかという分析をするためにも、現状をしっかり把握して、どうしたらいいかという施策を打っていくべきかなと、委員の先生方の意見を聞きながら感じておりますので、少し分析をさせていただきたいなと存じております。

委員

そうしていただけるととてもいいかなと思うんですけれども、今話に出ているのは大体2種類あって、1つは市場に出せば何とかなるというものに関してはサイクルを上げるということはありますけれども、空き家はまずあるんですよね。なくなることはなくて、住宅市場というのは新陳代謝のあるものですから、ある一定数の空き家はあると。その相続を円滑にするような仕組みを作れば少しは変わるかもしれないんですけれども、ある程度あっても、それはしようがないという認識がまず1つ必要だと、それに関しては思います。

他方で、接道がなくて動きがとれなくて、このままでは市場価値がどう転んでもないけれども、そこに何か町としての包摂にとっては非常に重要な場所で

あるということが往々にしてあるわけですね。割安な賃貸の物件があったりして、空き室が多いけれども、住み続けている方がいらっしゃって、その方がよそに行ったら、なかなか生活していくのが大変だろうというような場所もあるわけです。

そういうところに関しては、経済的な支援が必要というよりは、知恵のほうだと思うんですね。どうやって今よりいい状態にしていくかということで、恐らく今回のモデル事業が余り使われなかったというのは、個別のものに対してそうしたものができるんじゃないかと思っていたけれども、そういったものは既存不適格であったり、新耐震を満たしていないものがほとんどで、相談があったことが見えてきたことは大きな成果だと思うんです。どういうものが相談に上がってきたかということを、逆に余り活用されなかったモデル事業だけれども、分析して、だからこそまちづくりとしてエリアで取り組んでいく必要性があるという結論に達したのであれば、④のところはもうちょっと具体的な施策に踏み込んでいただければ、そういうロジックが見えてくるんじゃないかと思います。

会長

非常に示唆に富むご意見をありがとうございます。区のほうでもいろいろモデル事業を基にして調べていただくこともあるでしょうし、あと、委員の皆様からも、こういったいい事例があるとか、こういうところを見れば良いのではないかということが、恐らくたくさんあるのではないかと思います。

それを一つ一つ今日ここで議論していただければよいのですが、追加で開催することになった協議会の開催前に、委員の皆様から意見等の収集をするのですよね。

住宅課長

はい。その通りです。

会長

そうしたら、ぜひそこで皆さんからいろいろなご意見や事例などをできるだけ幅広く寄せていただいて、次回の協議会で少しそういう話をしていけたらと思います。

今日ここでまだもうちょっと言っておきたいということがあれば、ぜひお伺いしておきたいと思うんですけれども。

住宅課長

お話のありました、杉並区空家等対策計画(素案)に対するご意見、質問等 についてですけれども、こちらを活用してご記入いただければと思います。

なお、メールアドレス等々はもう教えていただいているところでございますので、もしよろしければそちらのほうに後で送信をさせていただいて、そちら

のほうに書き込んで返信していただくという流れでよろしいでしょうか。

会長

ぜひそのようにお願いします。紙を頂いても、紙をどのように提出すればいいかちょっと困ってしまうところもありますので、メールでフォームを送っていただいて、書いて出したいという方については送付先なりファクス送信先なり出されて、あとメールで返す方についてはそれに返信をすればいいという、そういう方で進めればスムーズじゃないかと思います。

住宅課長

はい。それでは、お願いいたします。

会長

お願いします。

活発なご意見、ご議論をありがとうございました。まだまだたくさん皆さん からご意見を頂ければと思いますので、ぜひお寄せいただければと思います。

ということで、ひとまず今日の議論についてはこの辺りとさせていただいて、 今後の流れについて説明を改めてお願いできますでしょうか。

管理課長

今後の流れにつきましてですが、次回の協議会につきましては、日程の調整 終了後、速やかに委員の皆様に具体的な日程をお示しさせていただきたいと存 じます。

本日、今説明がございましたとおり、こちらの紙で出していただいても構いませんが、メールアドレスをお知らせいただいている委員の方々には、この書式のほうもメールで送らせていただきますので、ご活用していただければと存じます。

当初の説明では7月末としていましたが、次回の協議会に向けて資料作成等もございますので、ご意見、ご質問がございましたら、申し訳ございませんが、7月20日までに事務局のほうまで提出いただけますようお願い申し上げます。ありがとうございました。7月20日までの宿題ということだと思います。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、この後は報告事項になりますが、会議開始当初にはおいでにならなかったのですが、途中から傍聴人の方がおいでになるというお話を伺っておりますが。

管理課長

1名の方です。

会長

ここからの報告事項については個人情報を取り扱うことになりますので、協議会条例第5条第4項に基づいて非公開としたいと考えております。委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、ここからは内容を非公開とさせていただきますので、傍聴の方、恐縮ですけれども、ご退席をお願いいたします。

(非公開部分)

会長ありがとうございました。よろしいでしょうかね。

それでは、以上で本日の議題の審議事項と報告事項、計2件を終了します。 そうすると、もう一度これからの議事を公開にして、傍聴人の方に入室して いただくんでしょうか。

事務局 傍聴人の方はもう帰宅されました。

会長分かりました。

では、最後に事務局から連絡事項をお願いします。

管理課長 次回の杉並区空家等対策協議会についてですが、具体的な日程が決まりましたら速やかにお知らせさせていただきますので、ご出席いただけるようよろしくお願い申し上げます。

また、今回の議事録の作成につきましては、テープ起こし終了後、速やかに 委員の皆様に議事録案を送付いたしますので、届きましたら、お忙しい中申訳 ございませんけれども、確認をいただきますようご協力お願い申し上げます。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

会長 ありがとうございました。日程調整に関するご連絡が委員のところにいくこともあるということですね。

管理課長そうです。よろしくお願いします。

会長その場合は、よろしくお願いいたします。

以上で本日予定の議事を全て終了として、第 13 回杉並区空家等対策協議会 を閉じさせていただきます。どうもお疲れさまでした。暑い中、ありがとうご ざいました。

—— 了 —— (午後 4 時 47 分)